

## 佐賀県物流業生産性向上支援補助金交付要綱

公益社団法人佐賀県トラック協会

令和 8 年 4 月 24 日制定

令和 8 年 8 月 3 日一部改正

### (目的)

第 1 条 公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という。）は、生産性向上、人材確保等に資する事業に取り組む事業者を支援することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年 12 月 27 日総理府・郵政省・自治省令第 6 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和 5 年 12 月 21 日付け総行政第 327 号。以下「重点交付金要綱」という。）、佐賀県物流業生産性向上支援事業費補助金交付要綱（以下「佐賀県要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、各号のとおりとする。

- (1) 中小・小規模企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に規定する漁業協同組合及び森林組合法（昭和 53 年法律第 316 号）に規定する森林組合をいい、次のいずれかに該当するものは除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している  
中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

- (2) 補助事業者 佐賀県内に本社・本店を有する（佐賀県外に本社・本店を有し、佐賀県内に支店を有する者を含む。個人事業者については県内在住者とする。）中小・小規模企業者等であって次のいずれかに該当する者

ア 貨物自動車運送事業者 国土交通大臣から一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可を受けている者又は国土交通大臣に貨物軽自動車運送事業の届出を行っている者

イ 倉庫業者 国土交通大臣から倉庫業の登録を受けている者

ウ 荷主 ①運送事業者により佐賀県内から貨物を発送する中小・小規模企業者等

②運送事業者により輸送された貨物を佐賀県内において受け取る中小・小規模  
企業者等

(補助対象者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(当該営業の受託営業を含む。)に該当する事業を行う事業者
- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、その他本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと佐ト協が判断する者
- (3) 当該年度にこの補助金の交付決定を受けた事業者

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象経費及び補助率は、別紙のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は補助上限額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の実施期間)

第6条 事業実施期間は、原則として第8条第1項の規定による交付決定の日から令和9年1月15日までとする。ただし、補助対象経費は令和8年4月1日以降交付決定日前に発生した経費についても補助対象とすることができ、その場合の事業実施期間の始期は令和8年4月1日以降交付決定日前の日とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第1号）に、この要綱で定められた資料を添付して、佐ト協に対しその定める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 佐ト協は、前条の交付申請書等の提出があったときは、内容を審査し、佐賀県と協議のうえ、補助金の交付の決定をするものとする。なお、佐ト協と佐賀県は、必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定をすることがある。

2 佐ト協は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第9条 規則第8条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）法、令、規則、佐賀県要綱及びこの要綱の規定に従うこと。

（2）補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、「佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）」（以下「ローカル発注促進要領」という。）に沿い、県内企業と契約することに努めること。

（3）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

（事業計画の変更等の申請）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により提出した交付申請書等について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書（様式第2号）を佐ト協に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付の決定を受けた補助金を減額しようとするとき

（2）その他佐ト協が必要と認めるとき

2 補助事業者は、本事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止承認申請書（様式第3号）を佐ト協に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業計画の変更等の承認）

第11条 佐ト協は、補助事業者から前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、承認又は不承認及び補助金の変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、本事業が完了したとき（事業の中止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了日から10日を経過した日又は令和9年1月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に、この要綱で定められた資料を添付して、佐ト協に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 佐ト協は、前条の規定により実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金の額の確定後、補助金交付の請求をしようとする補助事業者は、補助金交付請求書（様式第 5 号）を別途指定する日までに佐ト協に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第 15 条 佐ト協は、補助事業者が次の各号に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができるものとする。

- (1) 第 10 条第 2 項の規定による中止承認申請書を第 11 条の規定により承認したとき
- (2) 法、令、規則及びこの要綱の規定、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき
- (4) 法令違反など社会通念上不適切な行為と佐ト協が認めたとき
- (5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
- (6) 被災等により補助事業の遂行ができないと佐ト協が認めたとき
- (7) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

3 第 1 項の場合において、当該取消し等に係る補助金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

4 前項の命令を受けた補助事業者は、佐ト協が指定する日までに遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(事業完了後の状況報告)

第 16 条 佐ト協は、必要に応じて補助事業終了の翌年度から 5 年度間の運用状況等について、別に通知する日までに補助事業者へ提出させることができる。その場合の報告内容については別に指示するものとする。

(財産の管理等)

第 17 条 補助事業者は、本事業により取得し、又は効用が増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産に限る。以下「取得財産等」という。）については、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）に定める耐用年数の期間内において、取得財産等管理台帳（様式第 6 号）を整え、補助事

業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 18 条 重点支援地方交付金交付要綱に基づき財産の処分を制限する期間は「総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）」に定める耐用年数とする。

2 重点交付金交付要綱に基づき処分の制限を受ける財産は、1 件当たりの金額が 50 万円以上のものとする。

3 事業実施主体は、機械等について、その処分制限期間内に当初の補助目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、当該機械等を当該補助金の補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、佐ト協の承認を受けなければならない。この場合において、当該承認に係る財産処分承認申請書は、様式第 7 号のとおりとし、その取扱については、「総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 30 日付け総官会第 790 号総務大臣通知）を準用するものとする。

4 佐ト協は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、当該取得財産等の処分等の可否等を補助事業者回答するものとする。

5 前項の通知により、処分等の承認があった場合において、当該取得財産等の処分等により収入があるときは、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）」に定める耐用年数を経過している場合を除き、佐ト協は、補助事業者はその収入の全部又は一部を佐ト協に納付させることがある。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、佐ト協が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 30 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 3 日から適用する。

別紙（第4条関係）

（1）効率化に資する事業

| 区分              | 補助対象事業                                                                                                                                                                                  | 補助対象経費                                                                                                     | 補助率       | 上限額       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| ①荷待ち時間短縮や輸送の効率化 | ・ 予約受付システム等（予約受付システム、ASN システム、受注情報事前確認システム、パレット等管理システム、配車計画システム、バース予約システム、車両動態管理システム、労務管理システム等）の導入                                                                                      | システム導入・開発費（ソフト費用、インストール費用、工賃、ソフト導入に必要不可欠な PC 購入費）、事業実施のために必要不可欠な機械器具購入費、備品購入費及び消耗品購入費                      | 2/3<br>以内 | 200<br>万円 |
| ②荷役作業の効率化       | ・ テールゲートリフター（アーム式、垂直式、後部格納式、床下格納式のいずれかの方式による荷役作業の効率化機器）、昇降設備（踏み台、三段脚立等）、荷役機器（フォークリフト）、アシストスーツ、空調服、輸送に使用する資器材の規格を統一するためのパレット（1.1m×1.1m の標準パレット）及びコンテナの導入                                 | 購入・設置費、リース・レンタル料、取付工賃、施設改修費（設置場所の整備工事や基礎工事に要する費用）                                                          |           |           |
| ③生産性向上          | ・ 物流の効率化や価格転嫁を図るための専門家相談・派遣<br>・ デジタル運行記録計、IT 点呼機器等の導入<br>・ 物流の効率化を図るため必要な社屋、車庫等の増設・改築<br>・ 環境配慮車両への更新に係る車両・積載機能拡張を目的とした更新に係る車両の導入（注1）<br>・ エコタイヤ（営業用車両に装着するもの）、電気温水機器、ガス温水機器、石油温水機器の導入 | 専門家謝金、機器・物品購入費、設置費、取付工賃、建物の新設・増設費、既存の建物等の解体費・処分費、車両購入費                                                     |           |           |
| ④共同配送や中継輸送の推進   | ・ 共同配送システムの導入<br>・ 中継地点の整備<br>・ 協業化・協同組合化のためのコンサル                                                                                                                                       | システム導入・開発費（ソフト費用、インストール費用、工賃、ソフト導入に必要不可欠な PC 購入費）、中継施設整備費・使用料（事業実施期間内に発生した使用料のみ）、修繕費、コンサル委託料（登記等その他の諸費用含む） |           |           |

| 区分          | 補助対象事業                                                   | 補助対象経費        | 補助率       | 上限額       |
|-------------|----------------------------------------------------------|---------------|-----------|-----------|
| ⑤省エネルギー化の推進 | ・空調等エネルギー機器（エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース等の省エネ化に資する機器）の導入 | 機器購入・設置費、取付工賃 | 2/3<br>以内 | 200<br>万円 |
| ⑥その他        | ・効率化に資する事業として佐ト協が必要と認めるもの                                | 佐ト協が必要と認めるもの  |           |           |

（２）人材確保に資する事業

| 区分    | 補助対象事業                         | 補助対象経費                                         | 補助率       | 上限額       |
|-------|--------------------------------|------------------------------------------------|-----------|-----------|
| ①環境整備 | シャワー室、女性専用休憩室・更衣室トイレ、託児スペースの設置 | 施設又は設備の整備費、事業実施のために必要不可欠な機械器具購入費、備品購入費及び消耗品購入費 | 2/3<br>以内 | 200<br>万円 |
| ②技能向上 | 技能講習受講                         | 講習受講料                                          |           |           |
| ③その他  | 人材確保に資する事業として佐ト協が必要と認めるもの      | 佐ト協が必要と認めるもの                                   |           |           |

- ※ 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等から、委託事業の受託又は補助金の交付を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。
- ※ 補助事業を行うため 20 万円（税抜）以上の売買、請負、その他の契約をする場合、補助事業者は 2 者以上の見積もりを徴取しなければならない。ただし、補助事業を行ううえで、2 者以上の見積もりを徴取することが困難又は不適當である場合はこの限りでない。
- ※ 補助事業を行うため、中古品を購入する場合、補助事業者は 3 者以上の中古品物流業者から型式や年式が記載された相見積もりを徴取しなければならない。
- ※ 同一法人から複数の申請を提出する場合、合計額を 200 万円以内とし、代表者となる本店または支店等から申請するものとする。
- ※ 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。
- ※ 対象経費は、原則、交付決定を受けた日付以降に採択・契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものとするが、補助事業を効果的に遂行するために必要であると知事が認める場合は、令和 8 年 4 月 1 日以降に発生した経費も補助対象とする。

（注 1） 車両購入においては以下のとおりとする

- ① 事業者が所有していた車両を「永久廃車」し、環境に配慮した車両を新たに購入した経費（機能が前車以上で同等は含まない）
  - ② 事業者が所有していた車両を「永久廃車」し、前車よりも積載機能が拡張される車両を新たに購入した経費（機能が前車以上で同等は含まない）
- ※環境に配慮した車両：ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車をいう。

